

内子町水道事業指定給水装置工事事業者指定申請(更新・変更)時提出書類一覧表

		指定給水装置工事事業者指定申請書	指定給水装置工事事業者指定事項変更届書	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届書	機械器具調書	誓約書	給水装置工事主任技術者選任・解任届書	従業員名簿(様式は任意)	登記事項証明書	定款又は寄附行為の写し(原本証明必要)	住民票	給水装置工事主任技術者免状の写し	内子町水道事業指定給水装置工事事業者証	提出期限等	
		指定申請(法人)	○		○	○		○	○	○		○			
		指定申請(個人)	○			○	○				○	○			
		主任技術者の選任						○					○		遅滞なく ※1
		主任技術者の解任						○							
変 更 等	事業所の名称		○						○					30日以内	
	事業所の所在地		○						○						
	氏名又は名称(法人)		○			○			○	○			○		
	氏名又は名称(個人) ※2		○			○					○		○		
	代表者(法人)		○			○			○	○			○		
	代表者(個人) ※3		○			○					○		○		
	住所(法人)		○						○	○			○		
	住所(個人)		○								○		○		
	法人の役員氏名		○			○			○						
	廃止、休止			○									○	10日以内	
再開			○												

※1 指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに選任し届け出ること。

選任した主任技術者が欠けたときは、当該事由が発生した日から14日以内に届け出ること。

※2 個人⇒法人……廃止と指定申請

※3 個人が死亡し、相続人が事業を継承したとき……廃止と指定申請

※ 更新時の提出書類は、指定の場合と同じです。

※ 指定手数料は15,000円、更新手数料は5,000円です。申請時に納めていただきます。